新潟市告示第319号

道路の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区役所建設課において,一般の縦覧に供する。

平成20年5月14日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種 類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	白根安田線	新潟市南区戸石字古畑 373 番 1 地先から 新潟市南区戸石字古畑 373 番 1 地先まで	平成20年5月14日
県道	新津茨曽根燕線	新潟市南区戸石字古畑 373 番 1 地先から 新潟市南区戸石字古畑 373 番 1 地先まで	平成20年5月14日